

令和4年度第9回碧南市選挙管理委員会 次第

令和5年3月29日（水）午後4時

碧南市役所2階 会議室2

1 協議事項

- (1) 碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（P 1、P 2）
- (2) 期日前投票所における投票管理者等の選任について（P 3）
- (3) 期日前投票所における投票立会人の選任について（P 4）
- (4) 期日前投票事務従事者の委嘱について（P 5）
- (5) 投票管理者及び同職務代理者の選任について（P 6）
- (6) 投票立会人の選任について（P 7）
- (7) 投票事務従事者及び開票事務従事者の委嘱について（P 8、P 9）

2 報告事項

立候補受付事務要領について（P 10～P 14）

3 その他

## 1 協議事項

### (1) 碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程について

碧南市選挙管理委員会告示第14号

碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

碧南市選挙管理委員会委員長 栗津康之

碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成13年碧南市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「碧南市個人情報保護条例（平成12年碧南市条例第29号）第40条」を「碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年碧南市条例第1号）第11条」に改める。

第2条中「碧南市個人情報保護条例」を「碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例」に、「市長の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年碧南市規則第2号）」を「碧南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年碧南市規則第7号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について

## 1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正が令和5年4月1日から施行され、碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年碧南市条例第1号。以下「条例」という。）等が同日から施行されることに伴い、規程中の引用条項を改めるため、規程の一部を改正する。

## 2 改正の概要

引用条項の改正（第1条及び第2条関係）

条例及び碧南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年碧南市規則第7号）の制定に伴い、引用条項を改める。

## 3 施行年月日

令和5年4月1日

## 2 報告事項 (1) 愛知県議会議員一般選挙立候補受付事務要領について

### 愛知県議会議員一般選挙立候補受付事務要領

#### 1 日時

3月31日(金) 仮受付：午前7時30分から午前8時30分まで

本受付：午前8時30分から午後5時まで

会場集合時間 書記：午前7時20分(リハーサルを実施)

選挙長、同職務代理、選挙管理委員、書記長代理、応援職員：午前8時15分

※ 午前7時30分にレストラン棟の入口及び2階通路を開錠する。

#### 2 会場

碧南市役所2階 談話室2, 3

#### 3 受付事務の流れ

以下のとおり

#### 【受付係】

(1) 仮受付は談話室4の廊下において午前7時30分開始とし、午前8時30分までに到着した届出人を到着順に仮受付する。

※ 仮受付開始前に2名以上の候補者が到着していた場合は、仮受付開始時にそれらの者から到着順を聞き、その申出順とする。

(2) 事前審査が終了し、封印されている書類、候補者印(ビラ交付票への押印、誤りがあつた際の訂正印のため)及び届出者印(受領書署名の際の受領者印)を持参しているかを確認する。

※ 事前審査が終了していない者が届出にきた場合は、以下の必要書類等が揃っているか確認する。

ア 候補者届出書

イ 供託証明書

ウ 宣誓書

エ 所属党派証明書(所属党派があるとき)

オ 戸籍の謄(抄)本

カ 住民票の写し(提示のみでも可)

キ 通称認定申請書(申請者のみ)

ク 選挙公報掲載申請書（申請者のみ）

- (3) 届出人に立候補受付番号表の立候補予定者氏名欄及び届出人氏名欄を記入させ、仮受付番号、時間を付した後、立候補届出番号票及び水色小リボン（1候補者につき2個）を交付し、控席（談話室4）に待機させる。待機中に水色小リボンに候補者名を記入させる。
- (4) 午前8時30分後に到着した届出人は、仮受付番号は付さず、受付順位は到着順として受付で整理する（先の届出者の受付中は、談話室4にて待機させる。）。

#### 【書記長代理】

午前8時26分に控室（談話室4）にて受付順位のくじの方法及び受付要領について説明する（午前8時30分までに終わること。）。

#### 【選挙長】

午前8時30分に立候補受付開始を宣言する。

#### 【涉外係（抽選係）】

- (1) 選挙長の受付開始宣言により、各候補者の抽選立会人を抽選場所に呼び、仮受付番号票を提出させ、抽選器により受付順位を決定する。
  - ※ 抽選の方法は、仮受付番号を各候補者の持ち番号とし、それぞれの番号の出た順序を受付順位とする。
  - ※ 抽選には、各候補者届出人のうち1人の立会いを認める。
- (2) 抽選の決定に従い、立候補届出番号票に立候補届出番号を付し立会人に返却する。
- (3) 受付順位決定後、立候補届出番号1番の届出人2人（リボンを着用している者）を受付会場（談話室2，3）に入室させ受付を開始する。受付番号2番以降の届出人は、談話室4で待機するよう伝達する。

#### 【立候補届出・選挙公営受付係】

- (1) 受付番号の1番から順次呼び出し受付をする。
- (2) 「愛知県議会議員一般選挙の立候補（推薦）届出について（伺い）」を作成し、これに関係書類を添付して決裁を受ける。
  - ※ 決裁の方法

立候補受付係（書記）→書記長代理→選挙長職務代理者→選挙長

（届出順位の記入は担当が行い、受理時刻の記入は、選挙長の決裁が済んだ時刻により書記長代理が行う。）

(3) 次の届出書類を受理する。またこれ以外に提出する書類があれば受理する。

ア 選挙事務所設置届

イ 出納責任者選任届

ウ 届出書（報酬を支給する者）

エ 選挙運動用ビラ届出書（ビラ見本を1種類につき2枚添付する。受付後、ビラ見本とともに資材交付係に渡す。）

(4) 次の選挙運動公営の申請を受ける。

ア 選挙運動用自動車

(ア) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

(イ) 選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し

(ウ) 選挙運動用自動車運転手雇用契約書の写し

(エ) 選挙運動用自動車燃料売買契約書の写し、自動車燃料代確認申請書

イ ポスター

(ア) ポスター作成契約届出書

(イ) 選挙運動用ポスター作成請負契約書の写し（要収入印紙）

(ウ) ポスター作成枚数確認申請書

ウ ビラ

(ア) ビラ作成契約届出書

(イ) ビラ作成請負契約書の写し（要収入印紙）

(ウ) ビラ作成枚数確認申請書

エ 各契約業者の愛知県受取人届出書（債権者登録申請書）

(5) 次の確認書に立候補受付番号、枝番号を記入し、確認書のコピーに原本同様の立候補受付番号、枝番号を記入した後、原本を交付する。

ア 自動車燃料代確認書

イ ポスター作成枚数確認書

ウ ビラ作成枚数確認書

(6) 選挙運動用ビラ届出書及びビラ見本を確認し、ビラ証紙点検票を記載する。

#### 【資材交付係】

(1) 届出が受理されたら（選挙長の決裁が終了後）、次の参考資料、証明書等を交付する。

## ア 参考資料関係

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (ア) 選挙運動費用支出制限額について                 | 1部 |
| (制限額に係る告示は、告示日の愛知県公報に掲載される旨を伝えること。) |    |
| (イ) 候補者運動員のために                      | 3部 |
| (事前審査時に交付している場合は不要)                 |    |
| (ウ) 選挙公営の手引                         | 3部 |
| (事前審査時に交付している場合は不要)                 |    |
| (エ) 選挙郵便のご案内                        | 1部 |
| (オ) ポスター掲示場一覧表及び図面                  | 3部 |
| (事前審査時に交付している場合は不要)                 |    |

## イ 証明書関係

氏名、番号、数量を確認し、交付すること。交付後、受領書(証明書関係)に署名をしてもらい、受領する。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (ア) 新聞広告掲載証明書            | 2枚      |
| (イ) 候補者用通常葉書使用証明書        | 1枚      |
| (ウ) 選挙運動用通常葉書差出票         | 1冊(40枚) |
| (エ) 街頭演説用標旗              | 1枚      |
| (オ) 街頭演説用腕章              | 11枚     |
| (カ) 乗車用腕章                | 4枚      |
| (キ) 選挙運動用自動車(船舶)表示(カバー付) | 1枚      |
| (ク) 選挙運動用拡声器表示(カバー付)     | 1枚      |
| (ケ) 選挙運動用ビラ証紙交付票(申請者のみ)  | 1枚      |

※ 立候補受付・選挙公営係が受付した選挙運動用ビラ届出書及びビラ見本各2枚を添付する。

- |        |    |
|--------|----|
| (コ) 胸章 | 1個 |
|--------|----|

## ウ 用紙関係

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (ア) 選挙運動費用収支報告書 | 1冊 |
| (イ) 選挙事務所異動届    | 1冊 |

(事前審査時に交付していない場合)

## エ その他

**【ビラ審査・証紙交付係】**

(1) 事前審査が済んでいない場合は、以下の事務を行う。

ア 選挙運動用ビラ届出書の確認

(ア) 日付、選挙区名及び候補者氏名が正しく記入されているか。

(イ) 押印がされているか。

イ 見本ビラの種類、規格等の確認

(ア) ビラは2種類以内か。

(イ) 1種類につき2枚のビラ見本があるか。

(ウ) ビラの規格（サイズ）は29.7cm×21.0cm（A4）以内か。

(エ) 頒布責任者・印刷者の氏名（法人は名称）・住所が記入されているか。

(2) 選挙運動用ビラ証紙交付票に、届出人により候補者印の捺印並びにビラの種類及び同左枚数欄の記入を行ってもらおう。

(3) 選挙運動用ビラ証紙交付票を受付し、職員により証紙交付欄の記入及び取扱者印欄の捺印を行う。

(4) ビラ証紙点検票のビラ証紙番号欄に受付番号と同じ番号を記入し、各項目を確認する。

(5) 選挙運動用ビラ証紙交付票に記載された枚数の選挙運動用ビラ証紙を交付する。  
（証紙は1シート200枚×80シート＝16,000枚分がビニール袋1つに入れている。）

(6) 交付枚数が16,000枚未満の場合は、必ずその場で数を数えて交付し、選挙運動用ビラ証紙交付票はコピーをとって届出者へ返却する（16,000枚の場合、選挙運動用ビラ証紙交付票は回収となる。）。

**4 受付の終了**

午後5時に、選挙長の宣言により立候補受付を終了する。